

# 第1章 地域福祉計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 社会的な背景

少子高齢化、核家族化の進展やひとり暮らしの高齢者の増加など、市民の生活様式の変化が急速に進む中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることが求められています。

地域においては、少子高齢化の中で高齢者の閉じこもり、子育ての孤立化、児童虐待の増加、ひきこもりなどが新しい社会問題となっています。こうした状況の中で、地域における助け合いや支え合いがこれまで以上に重視されるようになっていきます。

豊かな社会における福祉制度として、従来の措置制度から利用者の選択を尊重する契約制度へと転換を図ろうとする「社会福祉の基礎構造改革」が推進されています。これは、社会福祉サービスが人間による人間のためのサービスであるという原点に立ち返った制度改革であり、地域社会における「つながり」を再構築するための改革でもあります。

### (2) 国の社会福祉基礎構造改革

改革の方向を整理すると、以下のとおりです。

- サービス利用者と提供者との対等な関係の確立
- 利用者の最も身近な地域における総合的な支援
- 幅広い需要に応える多様なサービス提供主体の参入促進
- 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- 情報公開等による事業運営の透明性の確保
- 増大する社会福祉のための費用の公平かつ公正な負担
- 住民の積極的な参加による福祉文化の創造

### (3) 地域福祉計画の策定

この改革の推進に向けて、2000(平成12)年に旧社会福祉事業法が「社会福祉法」に改正されました。この中で、サービスの利用者と提供者の対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対して地域における総合的な支援体制を確立するとともに、住民自身の積極的な参加による福祉の文化を創造することをめざして、地域福祉計画の策定が位置付けられました。

【参考】 地域福祉計画関連条文 （社会福祉法（2000（平成12）年6月改正）より抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

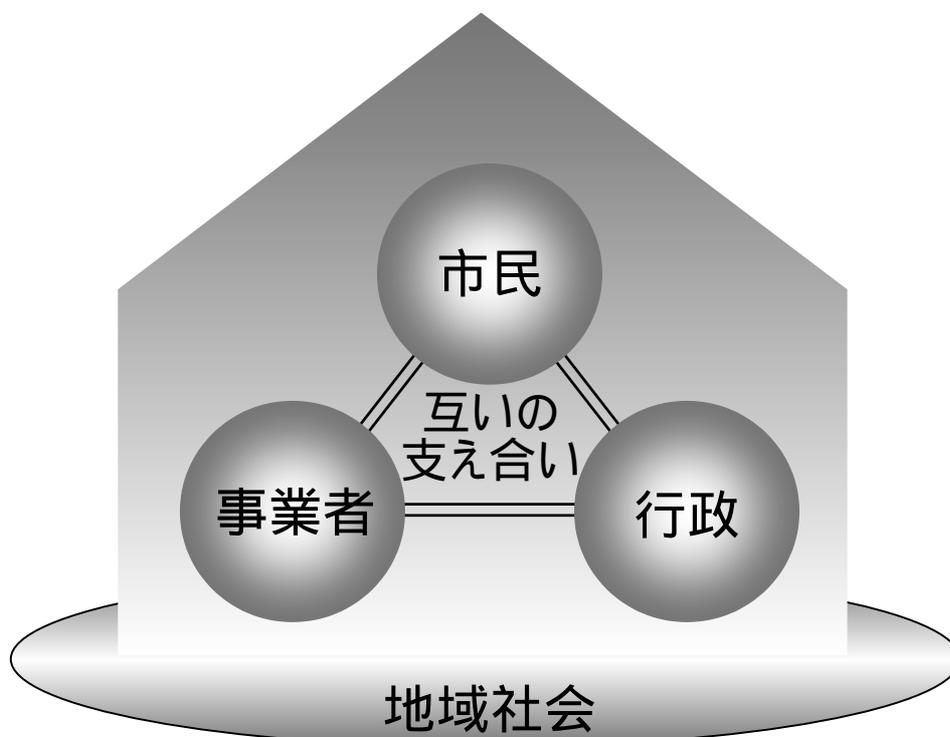
## 2. 計画の基本理念

地域福祉を定義するならば、「住みよい地域社会をめざして、地域住民が自らの生活課題を自ら解決する仕組みをつくる営み」と表現できます。

地域に住んでいる人が困っていることや悩んでいること（課題）に対して、住民同士が相互に理解し協力することで解決しようとする活動や、社会保障や保健、福祉、医療などのサービスを必要としている地域住民の立場から利用しやすいように、サービスなどの提供のあり方を総合的に組み替えていくことが地域社会の役割として期待されます。

そこで、本計画の基本理念として『誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会の創造』をめざし、市民と行政、さらに社会福祉協議会、民間事業者(企業)、NPOやボランティアなどの協働のもとに互いに支え合い、誰もが住み慣れた地域であたりまえに生活できるノーマライゼーションの考え方に基つき、地域福祉を推進していきます。

### 誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会の創造



### 3. 計画の目的等

#### (1) 計画の目的

地域福祉計画の策定にあたり、次のことが期待されています。

- 1 福祉マスタープランとして、総合的な福祉施策の展開
- 2 地域ごとの生活課題に根ざした福祉の実現
- 3 住民参加による福祉のまちづくり

地域社会の中で、地域住民やボランティア、地域活動団体などの市民、行政、民間事業者、社会福祉協議会、NPOを含めた事業者が協働してネットワークを築くとともに、地域住民が様々な自主的活動に参画できる環境づくりを支援し、「誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会」の創造を目的とします。

また、地域の身近なところで総合的に福祉課題を解決できるように、サービスの適切な利用と結びつけられる体制の整備をめざします。

#### (2) 基本的視点

地域福祉計画の基本的な視点としては、次に掲げる5つの原則に基づき策定します。

- 1 地域の個別性尊重の視点  
日常暮らしている身近な生活福祉圏での福祉を重視すること
- 2 利用者主体の視点  
福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること  
痴呆性高齢者や知的障害者をはじめとした社会的弱者の権利擁護が維持されること
- 3 ネットワーク化の視点  
福祉と保健と医療の総合化や多様なサービス提供者の間のネットワーク化により、福祉サービスが地域社会の中で、効果的かつ効率的に供給されること
- 4 公民協働の視点  
『協働のまちづくり指針』（67ページを参照）の考え方に基づき、行政と民間事業者、NPOや地域住民の役割分担を踏まえながら、地域福祉の実現にあたること
- 5 住民参加の視点  
地域福祉の実現にあたっては、可能な限りの住民参加を取り入れること

### (3) 地域のとらえ方

「地域」とは何かを考えると、「向こう三軒両隣」や「スーブの冷めない距離」といったいわゆる「近所」としての捉え方や、地域の活動の単位としての「自治会」など、捉え方は様々です。また、加齢に伴い身体機能が低下し、歩いて行ける距離も短くなるなど、年齢層によっても、「地域」のとらえ方は変わってきます。

そこで、本計画においては、地域における住民の自主的組織としての最小活動の範囲を「小地域(自治会・町内会)」として設定します。

また、社会福祉協議会支部の活動は、概ね「自治会連合会」の範囲でなされていることから、この範囲を「地区」と位置付けます。

さらに、地域の交流拠点として、「コミュニティセンター」が配置され、その所管する範囲(「コミセンブロック」)が設定されています。市社会福祉協議会も概ねこの範囲を1つないし2つの集合を中心に活動しています。

以上の3つの地域(小地域、地区、コミセンブロック)は、

- 1) 地域福祉における課題の把握が容易にできること
- 2) 住民間において、課題に対する関心と共有が得やすいこと
- 3) 生活に身近なところでのサービス供給と利用が可能な範囲であり、利用者にも安心を保障できること
- 4) 住民による地域福祉活動が具体的に展開しやすいこと
- 5) 住民参加の可能な範囲であること、かつ住民自治の展開が期待されること

など、日常生活の基本となる圏域であり、「生活福祉圏」として、本計画の主たる対象地域として位置付けます。

本計画は、この「生活福祉圏」において、保健、福祉サービスの一体的提供やボランティア活動の展開、地域活動の拠点づくりやネットワークの構築など、公民協働による地域福祉活動のシステムづくりをめざします。

表 1 - 1 地域の捉え方

	小地域 (自治会・町内会)	地区	コミセン ブロック	全市
特徴	日常的な生活 単位	小学校区や中 小学校区の単位	コミュニテイ センターなど を中心とした 地域交流の単 位	行政の単位 (市域)
地域福祉 活動にお ける位 置づけ	ふれあい・い きいきサロ ンなど、日 常的な助け 合い	社協支部やP T Aなどの地 域活動団体 や地域活動 を通じた助 け合い	地区単位で の活動団体 同士の交流	全市的な組 織活動 (地域を限 定しない)
行政サー ビスなど における 位置づけ	日常的な住 民の活動に 対する支援	地区の組織 的な活動に 対する支援	地区、小地 域での活動 に対する支 援を行う拠 点	全市的な施 策、サービ ス提供
生活福祉圏				

図 1 - 1 生活福祉圏のイメージ

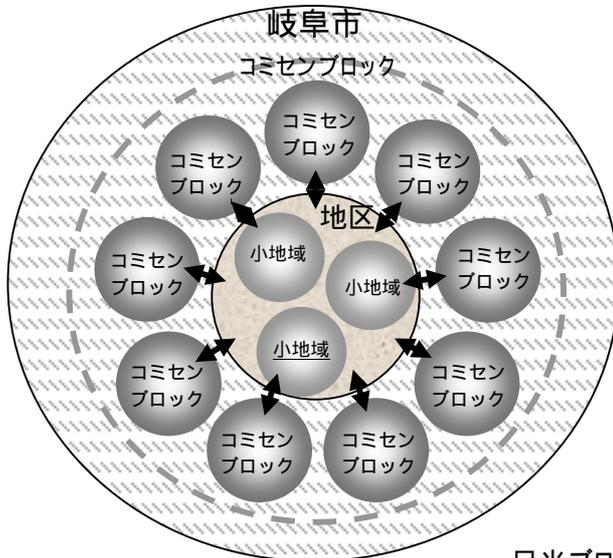


図 1 - 2 コミセンブロックの範囲



## 4. 計画の位置付け

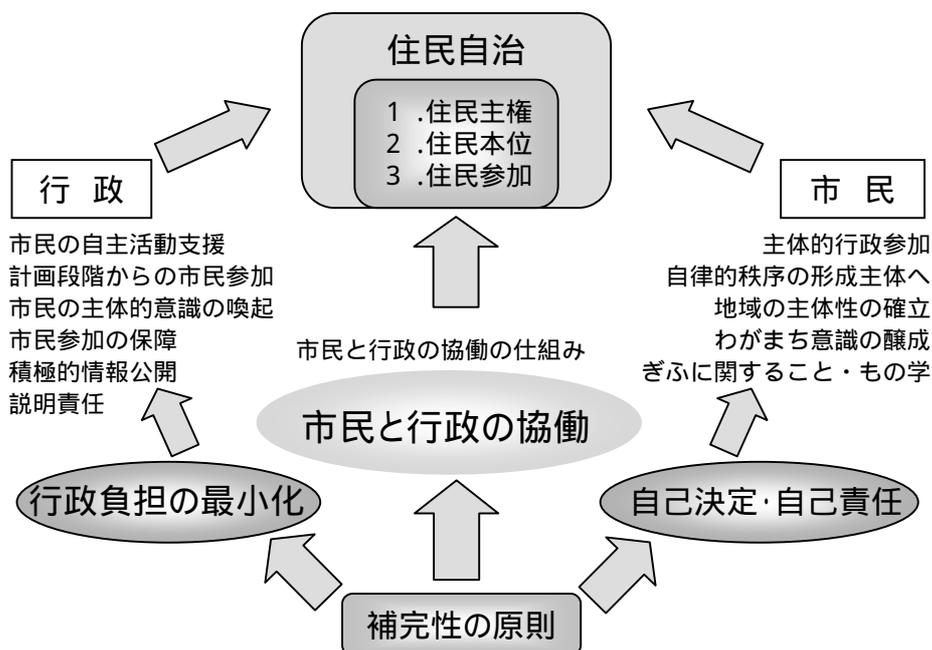
### (1) 岐阜市総合計画における位置付け

総合計画において地域福祉計画は、最重点施策「地域の健康・福祉活動の促進支援」の計画として位置付けられています。この施策の推進によって、基本方針「コミュニティが支える健康・福祉の増進」を図ります。さらに、この基本方針は、5つの政策大綱の中の「心安らかに暮らそう計画」に位置付けられ、この計画の推進によって、将来都市像「安心して暮らせる都市」を実現するものと位置付けられています。

また、地域福祉計画は、他の福祉関連の基本方針にも広く関わりを持つ計画です。

さらに、総合計画の理念『市民と行政の協働』を共有し、福祉分野においてそれを追求するための計画でもあります。すべての住民が相互に協力し、また市民と行政が協力した「新たな公共」を築くため、地域課題の解決など市民がまちづくりに能動的に参画できる環境をつくるのが、地域福祉の推進につながります。

図1-3 総合計画における「市民と行政の協働」のイメージ(岐阜市総合計画基本構想より)



補完性の原則：小さな単位でできることは小さな単位で行い、困難なことやより大きな単位で行うことが理に適うことは、より大きな単位で補完していくという考え方。

## (2) 地域福祉計画における保健と福祉の位置付け

地域福祉計画は、地域における保健と福祉を総合的に捉え、今後の方向性を示すマスタープランとして、位置付けられます。

本市においては、地域保健と地域福祉が一体的・一元的に対応できる拠点として、「市民健康センター」があり、さらに、各コミュニティセンターに「ふれあい保健センター」を設置し、地域での健康づくりの普及や地域保健活動を行っています。

また、人が元気・健康で活動できる期間である「健康寿命」と、平均寿命の差をできるだけなくすことをめざして、公民館等において、健康づくりと地域づくりの両面からのアプローチによる「ふれあい・いきいきサロン」等の活動が進められています。

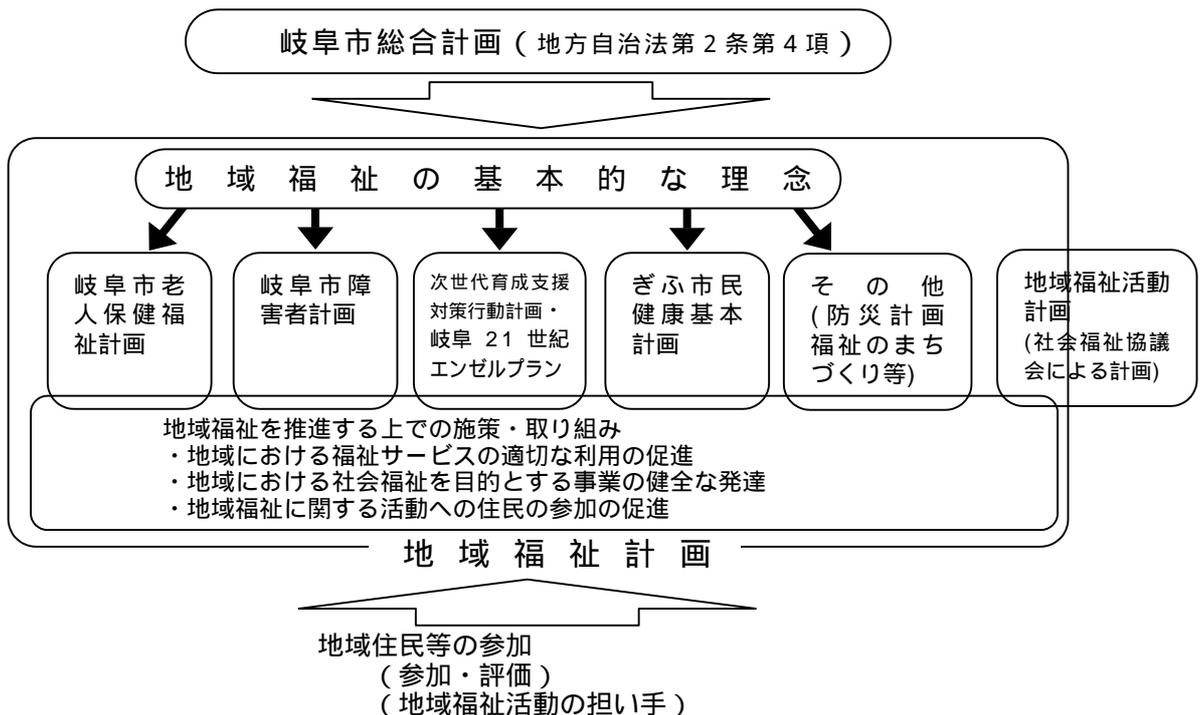
こうした地域における保健福祉の基盤を生かし、地域住民の積極的かつ主体的参加による地域保健福祉活動を推進していくことが求められます。

## (3) 個別計画との関係

岐阜市総合計画のもとで福祉分野を具体化する計画であり、福祉分野における基本計画としての性格を持つものであり、「地域福祉の基本的な理念」に基づき、個別計画が展開されます。

また、社会福祉法第 107 条（2003（平成 15）年 4 月 1 日施行）に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

図 1 - 4 個別計画との関係



#### (4) 地域福祉活動計画との関係

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会を中心とした民間による自主的、自発的な行動のための計画です。

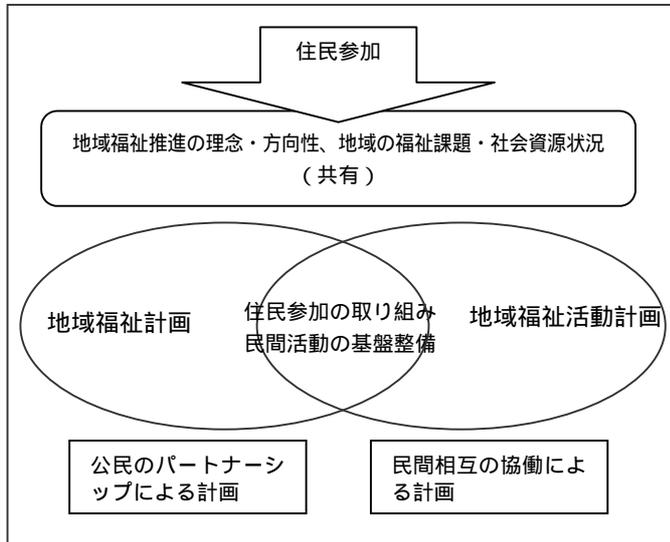
地域における生活課題や地域福祉推進の理念などを共有化し、地域住民の立場から「地域福祉計画」を推進する意味で、地域福祉計画と対をなす計画です。

「地域福祉計画」には、「地域福祉活動計画」の具

体化を支援し、地域福祉活動の基盤を整備する内容を盛り込むなど、相互に連携することが重要です。

本市においては2004（平成16）年度に策定が予定されています。

図1-5 地域福祉活動計画との関係

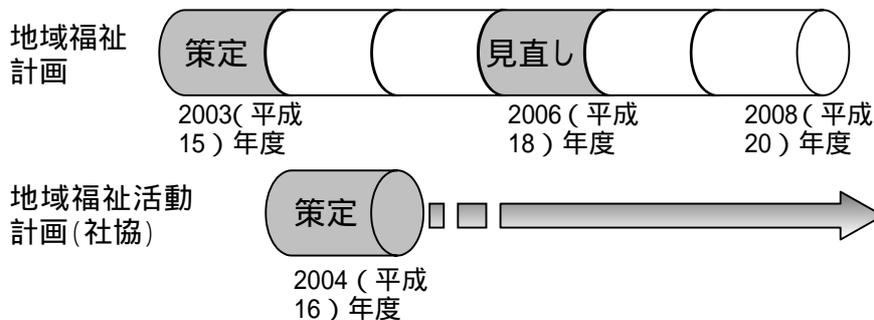


#### (5) 計画の期間

計画の期間は、2004（平成16）年度から2008（平成20）年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、3年を目処に見直しを行います。

図1-6 計画の期間



## 5. 計画の基本目標

基本理念の達成に向けて、以下の基本目標を掲げ、市民と行政の協働により、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

### (1) 市民活動やボランティア活動の活性化

市民活動やボランティア活動の育成や活動の支援など、住民の自主的な活動を広げていくための支援や仕組みづくりにより、住民が生きがいをもって社会参加できる地域づくりを推進します。

また、市民活動やボランティア活動を推進していくための人材づくりを推進します。



### (2) 助け合いによる住みよい地域の創造

子育てや介護の社会化、高齢者や障害者の地域での暮らしへの援助など、人と人のつながりを大切にした地域づくりを推進します。

また、地域における交流や福祉教育を促進するとともに、災害時などの緊急時の対応など、お互いに助け合うことができる地域社会をめざします。



### (3) 福祉のまちづくりの推進

誰もが気軽に外出でき、ふれあいの機会をつくり出すことにより、社会参加が実現されるまちづくりをめざします。

また、社会参加しようとしたときに物や心のバリア(障壁)を感じないための支援や福祉サービスを受けやすい環境づくりをめざします。



### (4) 地域福祉の推進のための仕組みづくり

住民同士の交流や福祉に関する情報交流など、地域福祉を推進していく上での住民の意識づくりや住民の活動の拠点やバリアフリーなどの環境づくり、地域福祉の活動を推進していくための支援や取り組みのための仕組みづくりを推進します。



## 6. 計画の策定体制

地域福祉計画を策定するにあたって、地域の主役たる住民自身の意見・考えを反映するために、計画の策定段階から住民の参画を得ることが大切になります。

そのために本市では、以下の枠組みの中で計画策定に取り組んできました。

### (1) 岐阜市地域福祉計画策定委員会

保健・福祉・医療関係団体の代表者、学識経験者、地域福祉市民会議の代表及び公募市民など20名によって構成され、計画策定の審議を行い、市長に提言します。

### (2) 地域福祉市民会議

後述する「地域福祉コミュニティ会議」で呼びかけ、熱意ある市民の参画によって構成され、地域福祉にかかる生活課題について深く議論するとともに、市民と行政との協働による計画案づくりを行います。

### (3) 地域福祉コミュニティ会議

コミュニティセンターのブロック毎に開催される、地域住民の自由参加による討論会で、地域における日常生活の中の福祉課題などを自由に話し合い、議論を行います。

### (4) 地域福祉計画策定推進プロジェクト

庁内の保健・福祉・防災・市民参画等関係部署及び岐阜市社会福祉協議会の実務者によって構成され、庁内の担当レベルでの調整を図るとともに、地域福祉市民会議と一緒に、計画づくりを進めていきます。

図1-7 計画の策定体制

